

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書

クボタのアスベスト被害が大きな社会問題になって11年が経過します。石綿健康被害救済制度の給付者は2006年の制度発足以降、1万人を突破し、労災認定者を含め2万人を超え、2014年度のアスベスト疾患による労災認定数は、建設業で586人となり、全産業の5割以上(54.3%)を占めています。

建設産業は最大のアスベスト被害産業であり、さらに、アスベスト含有建材を使用した建物約280万棟の解体工事が今後ピークを迎えることから、被害の拡大は必至な状況です。

平成26年10月9日の大阪泉南アスベスト訴訟の最高裁判決を受け、厚生労働省は石綿工場で働いていた元労働者や遺族に対する和解手続きによる賠償金を支払う枠組みをつくりました。

ところが、アスベストの最大の被害者である建設従事者に対する賠償の制度はなく、現在、建設従事者とその遺族が原告(被害者単位で645人)となり、国とアスベスト建材製造企業を被告とする裁判が、3つの高裁(福岡、東京第5民事部、同第10民事部)と5つの地裁(大阪、京都、札幌、東京、横浜)で行われています。

アスベストを原因とする疾患は、重篤で完治はありえず、原告の中でも訴訟後、138人(10月末現在)が亡くなっています。

私たち嵐山町議会としても「アスベストによる全ての被害者に対する早期の解決と救済」を切望し、裁判所の判断によらない一日も早い解決と救済を強く望むものです。

東京地裁判決も、建設従事者が受けた被害の深刻さに対し、国のみでなく、製造企業を含めた補償へ、「立法府及び関係当局における真剣な検討を望む」と述べています。

よって、嵐山町議会は、建設アスベスト訴訟の早期解決と今後生まれる同様のアスベストによる全ての被害者の救済を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月14日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長

大野敏行

内閣総理大臣 安倍 晋三様
国土交通大臣 石井 啓一様
厚生労働大臣 塩崎 恭久様
経済産業大臣 世耕 弘成様